平成２３年（フ）第１８２号
岡山市北区田中629番地15
債務者　芹澤　英樹
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６８号
青森市千刈３丁目20番９号　コーポ千刈Ｂ―３
債務者　本堂　セツ
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５６号
東京都西東京市ひばりが丘３丁目６番９―604号
債務者　山科　信孝
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２５７号
静岡市清水区楠新田249―２　グレイスセキシ301、住民票上の住所静岡市清水区長崎1075番地の１
債務者　高橋美紀子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０号
沖縄県沖縄市大里１丁目11番39号　２Ｆ
債務者　島袋さつき（旧姓上原・宮城）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１０２号
沖縄県沖縄市中央４丁目８番６号　４階
債務者　比屋根明美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３３８号
東京都調布市菊野台２丁目18番地３小川ストアビル101
債務者　石川伊豆夫
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９４号
静岡市清水区葛沢56番地
債務者　米津まゆみ
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４３号
静岡県島田市東町2569番地の２　ローブ・ドゥマリエ105号室
債務者　鈴木　博章
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４４号
静岡県島田市東町2569番地の２　ローブ・ドゥマリエ105号室
債務者　鈴木　綾子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６５号
静岡市清水区楠新田39番地の１　ロイヤルシャトー草薙北308
債務者　星野　芳子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８８号
静岡県静岡市葵区千代１丁目２番22号　コーポM203号
債務者　鈴木　英男
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３５号
静岡県榛原郡吉田町片岡1448番地の17　カーサよしだ201号
債務者　三上チャリト
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４８９号
東京都杉並区上荻２丁目30―５―23
債務者　斉藤　和洋
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７１号
静岡市清水区八木間町834―１　レオパレス中八木間105号、住民票上の住所静岡市清水区八木間町1688番地　ファミールK102号
債務者　河村　　章
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部